

るのが土地で、それを一つ一つほぐしていかねばならぬ。農業の近代化はできない。こんどの構造改善事業には土地問題に徹底的にメスを入れようとする構えがみられないが、県としては、今後この問題についても解決の方向に強力に推進する考えである。

そしてその場合、最も中心になることは、その村やその地域で何をくり出していくかという、いわゆる基幹作物（その地域の農業経営の生産する中核となる生産物）を決定することである。



みかんの選果も機械化される

は、それは、気象的な条件や土地の条件、販路、技術の水準、その他色々な角度から、その地域にとって何が一番適しているかということを検討すると同時に、他の地域に比べてこの作目なら自分達のところで有利に生産することができるといふ、いわゆる比較有利性を検討して決めなければならないからである。

そして第二の要件は、決まった作目を二、三の農家でなく、その地域の農家の人の大部分の人が、力を合わせてつくりに出していくことである。

最近、商品生産農業（自家用のための生産でなく、販売するための品物の生産を目的とした農業）という言葉がよく使われるが、今日、私達がめざしている農業は、いまでもなくこの商品生産農業である。

そして、そういう産地で生産された品物は品がよく、粒がそろって、しかも生産費が安い（資材や機械、施設の共同購入、利用が発達して資材費や労賃が安くつくから）それで市場競争において、有利な状態に立ち得る。

つまり同時に、出荷しても高く売れ、しかも生産費が安い（理由は資材や機械、施設の共同購入、利用が発達しているから）、資材費や労賃が安くつくから）そこで市場によその地方と同時に出荷しても、高く売れ、しかも生産費が安いから、利益も多いという好結果をうんでいく。

このようになるためには、有利な作目を選び出したらみんなが力を合わせて、一つの主産地をつくりあげることが極めて大切なことになってくるわけである。いわゆる「主産地形成」というのがこれである。

こうして、将来の農村の理想図を描きながら、その足がかりとして、その地域で選出された基幹作物をなるべく有利に生産するために、土地や水の条件を整備したり、新しい技術と併行して近代的な機械や施設を導入していく仕事、主産地形成をテコとする「農業構造改善事業」なのである。

ここで誤解してならないことは、主産地形成だけでは、農業構造改善はできないということである。

農業構造改善は、あくまでも農地保有の合理化、農業経営の近代化を達成することであつて、主産地形成はその一つの側面にすぎないということを見失つてはならない。

国は現在、全国概ね三千百市町村を対象に構造改善事業を考えているが、その市町村に、次のような主産地の類型別地域数（作目数）を考えている。

- 主産地の類型別地域数**
- (畜産) 一、五〇〇 (野菜) 四〇〇 (その他) 八五七 (果実) 四九〇 (工芸作物) 四二〇 (米) 一、五三五 (養蚕) 三九八 (合計) 五、六〇〇
- これは一市町村平均約一・八の作目ということになる。

現在、それらの地域で、多種多様な作目が、雑多に組み合わせられているが、これをできれば一つに、多くても三つ以内にしぼっていくことは難かしいことではあるが、いま試験研究機関等ですすめられている、地域別官営類型設定事業の成果等ともならみ合わせながら、せむともこれを達成したいものである。

一応考えられている基幹作物の選定基準を示せば51頁の(別表Ⅱ)のとおりであるが、昭和三十五年の生産現況に立つて、本県内のそれぞれの地域の作目を、この基準に照らしてみれば、この基準に達している作目及び五年後に達する見込みの作目を有する地域総数は、およそ(別表Ⅲ)のとおりになる模様である。

一 指定地当り

一億一千万円

さてここで、この事業の内容をのぞいてみよう。

農業構造改善事業が発足するまでの間に、幾度かの構想の変化をみて、今なお

検討が重ねられている現況にあるが、決定をみたこの事業の概要は次のとおりである。

先づこの事業は、市町村全域を対象としてすすめるというわけの「農業構造改善事業」と、その水先案内の役をつとめる「パイロット地区農業構造改善事業」の二つの地域を指定して進められる。

市町村全域を対象とする農業構造改善事業

現在全国で三千四百七十一の市町村(三五・八・一現在)があるが、この中で工業化等が予定されているところで、農用地面積が著しく狭い市町村を除いて、およそ三千百市町村を対象に(別表Ⅲ)のとおり昭和三十六年度から七カ年間で全市町村を指定し、十年間で事業を完了する予定になつている。本県の場合はこの事業の対象から除外される市町村はないので、百一の一全市町村が対象となる見込みである。

この地域の指定は、市町村長の申請にもとづいて都道府県知事が行なうが、指定に先立って、あらかじめ農林大臣と協議することが必要である。さらに年度毎の地域指定の目標数を国が示すことになつていくので、実際には国から示される。

指定された地域は、まず一カ年間で基礎調査を行ない、それをよく検討して、五年・十年後のその地域の将来の姿を見通した基本計画を立て、その計画にしたがって逐次実施地域の指定を受けたものから三カ年間で一地域全国平均約一億一千万円の事業を実施することになる。

一地域当りの平均事業費の内訳は次のとおり、

- ・ 総事業費 一億一、〇〇〇万円
- ・ 補助対象事業費 九、〇〇〇万円
- ・ 補助金 四、五〇〇万円
- ・ 補助残融資 四、五〇〇万円
- ・ 融資単独事業費 二、〇〇〇万円

これだけの事業費で三カ年間にわたつて事業を実施するのであるが、その割合は初年度三割、二年目四割、三年目三割の比率ですすめることになつている。

この地域での事業は、次にかかせる事項に關係したものの中から、その地域の人達の話し合いによつて、特に必要度の高いものから取捨選択して、重点的に実施することになる。

農業構造改善事業地域指定全体計画

年次	36	37	38	39	40	41	42	43	計
指定地域	500	300	400	400	500	500	500	500	3,100
事業開始地		200	400	500	500	500	500	500	3,100

熊本県における農業構造改善事業パイロット地区

地区名	農家戸数	耕地面積				地域類型		経営類型
		田	畑	樹園地	計	第1次	第2次	
託麻村	戸 295	ha	ha	ha	ha	農	村	市 乳
戸島地区			394.5		394.5	畑	畑	養 蚕
菊水町	265	66.0	58.0	37.0	161.0	田	畑	果 樹
中央地区						農	漁	果 樹
牛深市	204	38.0	70.0	57.0	165.0	樹園地		
浅海地区								

この地域の指定は、市町村長の申請にもとづいて都道府県知事が行なうが、指定に先立って、あらかじめ農林大臣と協議することが必要である。さらに年度毎の地域指定の目標数を国が示すことになつていくので、実際には国から示される。

- (1) 多頭羽飼養、集団飼養および集団栽培等官営の規模の拡大に関する事項。
- (2) 圃場および農道の整備、かんがい排水施設の施設、改良、農用地の集団化等土地および水に関する条件の整備に関する事項。
- (3) 農業の機械化に関する事項。
- (4) 農産物、飼料等の生産、収穫、調整、乾燥、貯蔵等の大規模農業施設、または家畜の飼養管理施設に関する事項。
- (5) 経営規模拡大のために必要な、農